

令和元年度海外誘客促進プロモーション業務 提案説明書

令和元年 12 月

札幌市経済観光局観光・MICE推進部

1 業務の名称

令和元年度海外誘客促進プロモーション業務

2 業務の背景と目的

東アジアから札幌への旅行動向については、昨今の社会情勢により、韓国の需要が非常に落ち込んでおり需要回復の兆しが見えにくい状況となっています。

このため韓国以外のアジア地域からのさらなる誘客を進めることで落ち込んだ需要を補い、今後の市場開拓にもつなげる視点で、成長が見込まれるタイ・台湾市場に向け、札幌観光の主軸となる定山溪地区に重点を置いた誘客プロモーションを緊急的に実施します。

3 契約概要

(1) 契約方法

公募型企画競争により選定された委託候補者との随意契約

(2) 告示日

令和元年 12 月 16 日（月）

(3) 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日から令和 2 年 3 月 31 日（火）までとする。

4 予算規模

上限は 8,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※上記金額内での提案を募集するものであり、契約予定額ではありません。

5 業務内容

(1) 概要

対象地域において、以下の業務を実施することでその旅行需要を喚起し、今後の観光振興につながる誘客プロモーションを実施する。なお、行程及び取材先には定山溪地区を重点に置き、夜景・夜間観光施設や冬の観光イベントである、「定山溪雪灯路」「さっぽろ雪まつり」を必ず含めること。

ア インフルエンサーを活用した招請事業

イ WEB 広告を活用した情報発信

(2) 対象地域

タイ・台湾

(3) ターゲット

札幌・北海道への旅行に興味・関心がある FIT 層

(4) 実施内容

本業務については下記のとおり実施すること。なお、プロモーションの実施内容や実施時期については、対象地域ごとの市場特性に配慮して行うこととする。

ア インフルエンサーを活用した招請事業

札幌の新たな魅力を開拓し、タイ・台湾現地へ発信していく、それぞれのインフルエンサーの募集、選定、招請、滞在支援、活動支援を行う。

なお、招請するインフルエンサーのフォロワー数は最低5万人以上であること。

イ WEB 広告を活用した情報発信

① 実施内容

(ア) 多数の閲覧者が見込める WEB 旅行販売サイトにおいて、札幌の冬季のイベントやアクティビティなどの情報発信に係る特集ページやバナー広告などの制作・掲出等を実施し、札幌への送客を図る。なお、各イベント等の開催時期等について、適宜適切な内容への更新を行うこと（更新はプロモーション実施期間中、各月1回以上を想定）。

(イ) これらに付随してその他のメディアを活用することについては、本業務の主旨を逸脱しない範囲において可能とする。

(ウ) 本業務に係る WEB 旅行販売サイトとの契約など必要な手続きは受託者が行う

② 実施時期

令和2年1月から2カ月以上の期間とする。最短の2カ月の場合でも誘客効果ができるだけ持続するものとする。

(5) 実施結果の報告

実施概要、実施結果及び効果（サイトの閲覧数や旅行商品販売数、送客数等）を取りまとめ、報告するものとする。報告は、画像や図表、数値データを用いて、できる限り分かりやすく行うこと。

6 企画提案を求める事項

以下の項目について企画提案書を作成するものとする。なお、提案にあたっては、統計情報や各種調査レポート、自社の業務実績など、できる限り客観的なデータを用いた説明に努めるものとする。

※それぞれの項目について、対象地域ごとの市場特性を踏まえて提案すること。

(1) 実施方針

海外旅行・訪日旅行需要の動向や旅行手配の傾向などについて分析し、業務の実施に当たっての基本的な考え方や実施期間、企画の特徴等を明らかにすること。なお、実施期間については、期間の長短に関わらず誘客に効果的となるよう、プロモーションの内容も含め、総合的に検討のうえ提案すること。

なお、5 (1) のとおり、行程及び取材先には定山溪地区を重点に置き、夜景・夜間観光施設や冬の観光イベントである、「定山溪雪灯路」「さっぽろ雪まつり」を必ず含めること。

(2) ターゲットへの札幌の魅力の整理及び発信方法

プロモーションを行うターゲットの具体像について、業務実施時期に来訪する可能性が高い層として選択した理由と併せて示すこと。

(3) 具体的なプロモーション等の内容

上記(1)～(2)を踏まえ、下記のことを盛り込んだ具体的な内容を示すこと。

ア インフルエンサーを活用した招請事業

当該事業の行程について、その特徴や概要、ターゲットへの訴求ポイント等を整理・分析したうえで提示すること。

イ WEB 広告を活用した情報発信

- ① 特徴や概要、ターゲットへの訴求ポイント等を整理・分析したうえで提示すること。また、そのサイトを活用することの優位性について理由を示すこと。
- ② 掲出する特集ページやバナー広告などについて、その内容やデザイン、掲出方法等を、具体的に提示すること。また、その内容等の優位性について理由を示すこと。
- ③ 特集ページ等に対し他のサイト等から誘導する工夫など、プロモーションの効果を上げる仕掛けについて、その有効性と併せて示すこと。
- ④ 特集ページ等における、札幌への旅行の購入につなげる仕掛けについて、その有効性と併せて示すこと。

(4) 効果測定

ア 業務の有効性を測る指標を設定し、目標値を示すこと。

イ 指標の具体的な測定方法及び測定時期を示すこと。

ウ 業務に基づく波及効果の測定について提案がある場合は、波及効果の内容（指標）、測定方法、測定時期及び目標についても示すこと。

(5) 実施体制及び実施スケジュール

ア 業務体制（人員体制を含む。但し、必ずしも氏名を明示する必要はない。）並びに業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。

イ 提案者及び業務体制を構成する事業者の会社概要並びにこれまでの類似業務の実施実績を示すこと。

ウ 準備、業務の実施及び効果測定を含めた業務スケジュールを示すこと。

(6) 見積り

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積りを示すこと。

(7) 独自提案事項

業務を実施するに当たり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案すること。

7 参加資格要件

参加者は、次の要件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 平成31・32年度札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(6) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)~(7)を満たす必要がある。

また、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

8 参加手続きに関する事項

(1) 日程

ア 企画提案の公募開始	令和元年12月16日(月)
イ 質問書の提出期限	令和元年12月19日(木)12時
ウ 質問書に対する回答	令和元年12月20日(金)【予定】
エ 企画提案書等提出期限	令和元年12月24日(火)12時
オ 参加資格の確認、一次審査(書類審査)	令和元年12月24日(火)【予定】

カ 二次審査（ヒアリング）

令和元年 12 月 25 日（水）【予定】

(2) 提出書類

下記の提出書類ア～キについて、企画提案書等提出期限（令和元年 12 月 24 日（火）12 時）までに担当課へ持参又は郵送（書留郵便等配達状況を確認できるものに限る）により提出すること（必着）。なお、提出された書類等は返却しない。

提出部数はア～イについては各 1 部、ウ～キについては各 10 部及び PDF 形式の電子媒体（CD 又は DVD）1 部を提出すること。なお、キについては、表紙に提案者の団体名称を記載したものを別途 3 部提出すること。

ア 申込書（様式 1）

イ 競争入札参加資格認定通知書

ウ 業務従事者一覧

エ 類似業務等実績一覧

オ 業務体制の概要及び実施方法

カ 企画提案書

キ 業務費内訳書（積算書）

- ① 内訳として、「a 直接人件費」、「b 直接経費」、「c 一般管理費」、「d 消費税及び地方消費税」の 4 項目を記載すること。
- ② a、b、c の合計額に対して d を算出すること。
- ③ a の内訳として、前述の「5 業務内容」で定める (5) の項目について、それぞれ直接人件費等の詳細を記載すること。

(3) その他の留意事項

ア 申込書類の作成・提出に係る費用は申込者の負担とする。

イ 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。

ウ 提出のあった申込書類は返却しない。

エ 同一の申込者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

オ 審査の公正を期するため、企画提案書・業務費内訳書（積算書）には、会社名、住所、ロゴマークなど、企画競争参加者を特定できる表示を付さないこと。

カ 提出書類に不備があった場合は、書類を受領しない。不備の内容を修正し、再提出することは差し支えないが、再提出についても、企画提案書等提出期限（令和元年 12 月 24 日（火）12 時）までに行うこと。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面（様式 3）に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信するものとする。

ア 質問受付期限

令和元年12月19日（木）12時まで

イ 質問に対する回答

担当課は、質問を受けた場合は質問者に対し令和元年12月20日（金）（予定）までに回答するとともに、企画提案を募集するうえで広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※ メールのタイトルは「(団体名) 令和元年度海外誘客促進プロモーション業務 質問書」とする。

9 選定方法

本市の関係部局の職員等からなる「令和元年度海外誘客促進プロモーション業務企画競争実施委員会」の審査において、別添「評価項目及び評価基準表」により総合的に審査し、最も優れた企画提案者（契約候補者）を選定する。

(1) 参加資格の確認及び一次審査

ア 参加資格については、「7 参加資格要件」に基づき確認を行う。

イ 提案者の数によっては、一次審査（書類審査）を実施する場合がある。

ウ 一次審査を実施した場合、評価結果を企画提案者全員に文書により通知する。

エ 一次審査においては、提出書類に基づき評価を行う。

(2) 二次審査

ア 企画提案者（一次審査を実施した場合は一次審査を通過した企画提案者）に対し、二次審査を実施する。

イ 二次審査においては、提出書類及びヒアリングに基づき評価を行う。

ウ ヒアリングの出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

エ ヒアリングは1企画提案者あたり約30分（提案説明15分、質疑応答15分）を想定し、個別に行う。

オ 企画提案者が1者の場合、二次審査において実施委員会が定める最低評価基準点（総合得点の6割）を超えていれば契約候補者として選定する。

カ 実施委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。

(3) 委託相手方の選定及び契約について

業務の委託先については、原則として契約候補者とする。実際の業務内容は、企画提案書に基づき、担当課と契約候補者による協議により決定する。企画提案書の

内容すなわち実際の業務内容ではないことに留意すること。また、契約候補者が「7 参加資格要件」のいずれかに該当しないこととなった場合、契約を締結しないことがある。契約候補者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

(4) 選定結果の通知方法、結果に対する質問方法等

選定の結果は、12月下旬以降に二次審査に参加した企画提案者全員に対して文書より通知する。選定の結果に対する質問については、原則として文書にて提出すること。

10 契約後の支払方法

支払については、業務完了の検査終了後（委託業務終了後）とする。

11 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから選定結果が確定するまで（契約候補者にあっては契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は、満たさないこととなったとき

(2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき

(3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は、利害関係を有することとなったとき

12 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

(1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者

(2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者

(3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

13 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

14 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌

日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

15 著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 本市が業務の実施に必要と認めるときは、企画案を本市が利用（必要な改変を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 企画提案者は、本市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案及び成果物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、企画提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

16 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 書類受領後の差替え、変更、再提出及び追加を認めない。

17 問合せ先

担 当 札幌市経済観光局観光・MICE 推進課 新谷、熊谷

住 所 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階

電 話 011-211-2376

F A X 011-218-5129

メール kanko@city.sapporo.jp

「評価項目及び評価基準表」

評価基準点は「5点：非常に優秀 4点：優秀 3点：普通 2点：やや劣る 1点：劣る」とし、「評価基準点×係数」により評価点を求めるものとする。参加者が1者となった場合でも、別に定める最低基準点（総合得点の6割）を超えた場合に限り委託候補者とする。

評価項目	評価内容	係数	評価点
分析の的確性 (6-(1)関係)	<ul style="list-style-type: none"> 対象地域における旅行動向や旅行手配の傾向などの分析が適切であるか。 基本的考え方や企画の特徴が本業務の背景・目的を踏まえた適切なものであるか。 実施期間は期間の長短に関わらず誘客に効果的なものとなっているか。 対象地域ごとに分析がなされているか。 	2	10
手法・内容等の評価 (6-(2)関係) (6-(3)関係)	(ターゲットについて) <ul style="list-style-type: none"> ターゲットの設定が妥当であるか。 対象地域ごとに検討がなされているか。 	2	10
	(インフルエンサー招請について) <ul style="list-style-type: none"> プロモーションの内容は、ターゲットに対し、札幌を旅先とする興味関心を喚起できるものであるか。 対象地域ごとに検討がなされているか。 	4	20
	(WEB広告を活用した情報発信について) <ul style="list-style-type: none"> その内容やデザインがターゲットに訴求できるものとなっているか。 その掲出方法がターゲットに有効に露出されるものであるか。 その更新が適切になされるものとなっているか。 対象地域ごとに検討がなされているか。 	3	15
効果測定の妥当性 (6-(4)関係)	(仕掛け・工夫等について) <ul style="list-style-type: none"> プロモーションの効果を上げる仕掛けや工夫が有効なものとなっているか。 旅行の購入につながる仕掛けが有効なものとなっているか。 対象地域ごとに検討がなされているか。 	3	15
	<ul style="list-style-type: none"> 効果の指標が適切であり、目標の設定や測定方法等が妥当であるか。 	2	10
体制・スケジュールの適否 (6-(5)関係)	<ul style="list-style-type: none"> 業務を遂行するための適切な業務体制及び人員確保がなされているか。 確実に遂行し得るスケジュールになっているか。 	1	5
見積りの適否 (6-(6)関係)	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容に対して積算額や内訳が妥当であるか。 	1	5
独自提案事項 (6-(7)関係)	<ul style="list-style-type: none"> 業務目的を達成するにあたり、独自性のある、有効な提案となっているか 	2	10
		合計	100